

国家知識産権局『商標法』改正案(意見募集稿)要旨のご提示

2023年1月13日に、中国国家知識産権局（「CNIPA」と略称）は『商標法』改正案（意見募集稿）（「意見募集稿」と略称）を公布して2019年以来の第5次法改正を開始しましたが、各界から高い注目を集めています。

意見募集稿では、2019年から施行された条文数73の現行『商標法』が条文数101のものに大幅に拡充され、そのうち完全に新しく追加された条文が23個、元の条文を分割して形成された新条文が6個、実質的に修正された条文が45個、ほぼ修正されていない条文は僅か27個でした。変更の幅から見れば、大鉦を振るうといえ、ひいては「リセット」で今回の法改正を形容している業界関係者もいます。

『商標法』は2013年の改正後から約十年経っており、以前の法改正の頻度に鑑みると、今は改正のタイミングになったと考えられます。特に、2017年以来、中国の商標出願量が高すぎる、使用されていない登録商標が多すぎる、悪意登録や溜め込みが深刻であるなどの主な問題は際立っており、CNIPAは早くも2018年に第四次全面的な法改正を開始してこれらの問題を解決しようとしていました。但し、中米貿易交渉のため、2019年には、最も目立っている悪意登録問題及び保護力強化問題のみについて、一部改正が先に行われ、他の重大な問題は前回の法改正に入りませんでした。

2019年改正後の『商標法』発効後、商標溜め込み行為はある程度抑制されましたが、商標出願量が高すぎる、及び使用されていない登録商標が多すぎるなどの問題は、根本的に解決されていません。悪意による商標冒認出願行為は有効に抑制されておらず、逆に商標権濫用で公共の利益や弱者層の權益を侵害する事件が次々と現れ、頻繁に輿論の中心になりましたので、CNIPAは新しい全面的な法改正の進捗を加速し、現行商標法の仕組みでの目立っている問題をできるだけ早く解決しようとしています。

意見募集稿は、CNIPAの『商標法』改正に関する傾向性の意見を示すことが主であり、最終的に法律になるまでは、まだ距離があります。立法手続によると、CNIPAの提出した法律改正案は、司法部に移送して審査され、そして司法部より全国人民代表大会常務委員会に提出し、その審議を受けて初めて正式な法律になります。CNIPAによる『商標法』の改正は、まず2023年の新しい全国人民代表大会の五年立法計画に入る必要があり、最終的な法改正の完成は、三～五年がかかる可能性がありますので、現在の意見募集稿における意見が一致していない一部の条文は後続の法改正手続において、異なる階層の立法者、利害関係者の激しい論争を招くと考えられ、各界が異なる意見を表すか、或いは新しいルールに備える時間はまだ十分あります。

意見募集稿は、悪意による冒認出願の民事賠償責任、登録から五年経った場合の使用状況説明義務、及び重複登録禁止などの躍進的な規定の追加を含み、全体的に明らかな問題志向アプローチを示しており、起草者が問題解決に直面して挑戦する勇気や改革の気迫を表しています。

以下は、弊所が意見募集稿における重要な改正条項を簡単に整理してまとめたものです。

01 悪意による冒認出願で他人損失を与えた場合は、民事賠償責任を負わなければなりません。(第83条)

中国での悪意による商標冒認出願問題が、長期に亘って有効に抑制されていない根本的な原因は、冒認出願人の違法行為による代価が小さすぎることにあります。現行法の仕組みでは、冒認出願人は権利者に大きな損失を与えたとしても、賠償責任を負う心配がないため、何ら憚ることがなく、防ごうとしても防ぎきれません。ここ数年の各界の強いアピール及び一部の裁判所判例の推進で、悪意による冒認出願行為の民事賠償はついに意見募集稿に規定され、商標権者に重要な法的な武器を提供し、中国での悪意による商標冒認出願行為が多発する現状を根本的に変える見込みがあります。但し、現在の改正後の条項では、地方裁判所は行政手続での発効裁定書や判決書にて「悪意登録」にあたり認定された後に損害賠償の判決を下すべきか、それとも行政手続の結果を考慮せずに直接に民事訴訟手続において「悪意登録」を認定して損害賠償の判決を下すことができるか、が明確にされていません。この重要な問題は将来の実施条例や司法解釈で明確にされると考えられます。

02 悪意登録出願人に対して、行政罰の上限が25万円に上げられると共に、違法所得も没収されます。(第67条)

2019年の法改正の重要な成果の一つは、商標法で悪意登録出願人に対する行政罰が初めて規定されたということです。後続の部門規程は法規のレベルの制限で、悪意登録出願人に対する処罰の上限は1万円にしか規定できず、その実施効果から見ると、悪意登録者に対する有効な威嚇が形成されていません。意見募集稿では、情状が深刻である悪意登録出願人に対する過料の上限が25万円に上げられると共に、違法所得も没収されるため、悪意登録出願人に対してより有力に威嚇できるでしょう。

03 先行権利者は、悪意で登録された商標を自分の名義下に移転するように請求することができます。(第45～47条)

他人に冒認出願されて登録された馳名商標、先使用されている未登録商標、及び代理人や代表者に冒認出願されて登録された商標について、先行権利者は無効審判請求以外に、「移転請求」という選択肢が増えます。移転の理由が成立し、そして混同やその他悪影響を招きにくい場合、CNIPAは、移転と裁定することができます。この新しい規定は、先行権利者が必要としない重複出願を減らして早い出願日を得るように働くでしょう。

04 未登録馳名商標は希釈化防止のための(異なる区分・類似群での)保護を得ることが出来るが、より高い周知性が必要となります。(第18条)

現在、中国では未登録馳名商標の保護範囲が当該馳名商標と同一や類似にあたる商品や役務に限られ、希釈化防止のための保護は中国で登録済みの馳名商標にしか適用できません。意見募集稿では、未登録馳名商標についても希釈化防止のための保護を得ることが認められます。これは、中国が将来、『環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定』(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership、「CPTPP」と略称)に入るために行った制度上の準備であり、中国国内・外国における馳名商標の保護力をさらに強化するためのものでもあります。但し、希釈化防止のための保護を主張するためには、より高い周知性が必要となり、即ち商標は、「関連公衆」だけでなく、「広範囲公衆」に熟知される必要があります。

05 新規出願を提出する場合には、「使用」や「使用意図」が必要となるため、防護登録のスペースは圧縮されます。(第5、22条)

2019年改正後の商標法第4条の「使用を目的としない悪意登録」に「悪意」要件が加えられたのは、悪意による冒認出願が深刻である環境で、企業の合理的な防護登録に一定の生存スペースを残すためでした。しかし、意見募集稿では、悪意登録に対する打撃手段が大きくパワーアップし、起草者は防護登録に対する容認度が明らかに低下しており、第5条には、「使用」や「使用意図」を有して初めて商標出願の合法性が認められると規定されており、また第22条には、「使用を目的とせず、商標を大量に登録出願し、商標登録秩序を攪乱したもの」が、「悪意登録」に該当すると規定されています。即ち、CNIPAは、2019年の「大量登録+悪意」のものに限って第4条に規定の溜め込み行為に該当するという考えから、「大量登録だけで溜め込み行為に該当する」という考えに変更する傾向があります。将来、「大量」及び「商標登録秩序攪乱」の認定基準は、防護登録の合法性の境界線を決め、企業の将来の防護登録のスペースが大きく圧縮されると考えられ、特別な注意を向ける必要があります。

06 同一の商品/役務での同一商標の重複登録は禁止されます。(第21条)

従来の実務において、悪意登録者は先行権利者からの異議申立、無効審判請求又は取消請求にあった場合、重複出願を大量に提出することで対抗することが多く、先行権利者はそれで、異議申立、無効審判請求、そして自分の重複出願を繰り返して提出せざるを得ず、抜け出せない悪循環に陥ってしまいます。意見募集稿第21条では、如何なる者についても同一の商品/役務で同一の商標を重複登録することが原則的に禁止され、先行権利者が先行登録の抹消に同意する場合、及び法に規定されている正当な理由がある場合のみが例外になります。また、この規定は、三年毎に新規出願を提出するという対策で、三年連続不使用取消請求に対抗する登録者にも、大きな影響を与えるでしょう。

07 商標登録から五年経った場合、自発的にCNIPAに使用状況を説明する必要があります。

(第61条)

商標登録者の使用義務を強化させ、「ゾンビ商標（商標の主体が既に抹消登録されたが、商標が取り消されていないもの）」を速やかに整理するために、意見募集稿では、三年連続不使用取消制度を基に、商標登録者がその登録から五年経った商標について「査定された商品での使用状況や不使用の正当な理由」を説明するという新しい要求が追加されています。要求に応じて説明しない場合、或いは抜き取り検査でその説明が事実と合わないことが判明された場合、CNIPAはその登録を取り消すことができます。この新しいルールは、商標権者の商標管理コストをある程度で増加させますが、登録商標の使用の促進及びゾンビ商標の大幅な低減については積極的な作用を起すでしょう。

08 商標の構成要素は開放されます。(第4条)

2019年『商標法』第8条に規定されている、商標として登録できる「文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ、音声」要素以外に、開放型の「他の要素」が明らかに追加されており、将来、単色商標、匂い商標、及び位置商標などは、何れも識別力の要求を満たした場合に、中国で登録できるでしょう。

09 異議申立期間は2ヶ月まで短縮され、また不登録査定不服審判手続は取り消されます。

(第36、39条)

商標初歩査定公告後の異議申立期間は現在の3ヶ月から2ヶ月まで短縮され、2013年『商標法』で申立人の異議申立決定不服審判の機会が取り消された後、意見募集稿では、審査の効率を向上させ、CNIPA内部の手続を減少させるために、被申立人についても不登録査定不服審判手続が取り消され、被申立人が不登録査定に対して直接に行政訴訟を提起するように変更されます。

10 明らかに公平性を欠く場合以外に、行政訴訟は原則的に事情変更の原則が適用されないことが明確にされます。(第42条)

ここ数年、CNIPAの商標行政訴訟における敗訴事件のうち、半分以上は事情変更によるものです。また、事情変更の最も重要な原因は、拒絶査定不服審判決定書が下される時に、先行権利の状態が別の異議申立、無効審判、或いは取消案件の結果を根拠とする必要があります。CNIPAが手続を中止して別件の結果を待つべきであるが、現行法ではそれに関する規定がない、ということにあります。意見募集稿では、CNIPAの商標審査・審理手続において、何れも先行権利状態の確定化を待ってから、係争商標の登録可能性を審査することができることが明確にされたため、裁判所の商標行政訴訟は原則的に行政裁決の発行時の事実状態に準じて審理を行うことができ、即ち事情変更の原則を適用する必要がなくなり、明らかに公平性を欠く場合のみは、例外にされることがあります。但し、新法施行後、行政機関が、中止すべきであるが中止しないという現在のやり方を変更せず、そして裁判所も「明らかに公平性を欠く」基準を厳しく把握する場合、大量の時間やコストを費やして先行権利障害を取り除くと共に、行政訴訟手続で余分な時間を稼ぐ権利者に対しては、大きな悪影響を与えることとなります。

以上は、弊所が意見募集稿を初歩的にまとめたものですが、近いうちには、より全面的、詳しい解説やコメントを続々と発表する予定です。クライアントの皆様からの意見も大歓迎です。2023年2月27日に、弊所は、意見募集稿に関する意見を直接に、或いは中華商標協会を介してCNIPAに伝える予定です。